

# 傳法の沿革

石橋誠道

傳法相承といふことは天台眞言禪宗等に於て最も重せられたことは明かで、かの傳教大師が道邃行滿に就て傳法し、又弘法大師が惠果阿闍梨に就て傳法灌頂を受けられたこと、若しくは傳教の内證佛法血脈の譜に、天台、眞言、禪宗、圓戒等の師資相承血脈の譜が記されてあること等に依ても明かである。が然し時代に依つて幾分か變化するものであるから、其形式内容等の諸種の點に於て我宗の傳法は餘程其趣を異にするものがあることは勿論である。

## 一 二祖三代の傳法相承

我宗に於ては宗祖から二祖、二祖から三祖と次第に傳法相承があつたには違ひないが、特に傳法を喧しく言ひ出されたのは第七祖了譽聖罔上人である。即ち罔師は淨土眞宗付法傳、顯淨土傳戒論、教相十八通並に裏書、五重指南目錄等を著はして、我宗の傳宗傳戒の趣を明かにされた。斯様に罔師が傳法に力を注がれたのは、外には禪宗の最も盛んな時であつて、特に彼宗が付法相承を重んじた影響もあり、内には四流六派の後を承けて、宗義が混亂錯雜した時で、信仰界の動搖が甚しかつたから、確乎不動の

信念を我が宗徒に與ふる爲に、正流であり正統の義であることを知らしめ、依て以て確信を與へんとする必要から傳法相承の形式を取られたものである。

是より先き、我宗の列祖の中に於て、傳法相承のあつたことは固より疑ふ餘地もないが、後世の如く形式が未だ一定しなかつた。即ち鎮西上人は、宗祖に従つて八箇年間淨土の要義を相傳し、又圓頓戒をも相承されたことは、念佛名義集の中卷、決答鈔の上卷、望西の聖光上人傳等に記されてあるが、なほ白旗上人、道光上人等の自筆の授手印の終には、相傳手次の狀及び師資相承血脈の文が記されてある。今左に其を出せば、

念佛往生淨土宗血脈相傳手次の事（昭和新聞代念佛手印圖版一五・二一）

日本尊成天皇御時 法然上人檢出善導御義令流布世間之時 後白河法皇御臨終之時被召御善知識以善知識之身早太上法皇奉教一向專修之念佛以三月十三日崩御以件尅終以遂往生御畢其後當第十三年之御遠忌於蓮華王院之内勤修六時禮讚淨土三部經御追善遂之自此後花洛之諸人皆以淨土宗修追善爰法然上人以淨土宗之義傳辨阿今又辨阿以相承之義並私勸文徹選擇集讓與沙門然阿畢聞之人慥信之行之可遂往生仍錄秘法之狀以手次

于時嘉禎第三歲八月一日

法然上人口決沙門

辨阿（在判）

次に三祖記主禪師の相承に就ては、決疑鈔五卷の終に（淨全七二四）左の文があるから之に依つて觀經疏法事讚等の諸書に就て、一々相承を受けられたことが明かである。

（前略）弟子嘉禎二年九月八日、天福寺ニ詣ツテ始メテ先師ニ謁ス（先師七十五弟子三十八）二箇年ノ間ニ觀經疏・法事讚・觀念法門・禮讚・般舟讚・論註・安樂集・選擇集（剩へ徹選擇集ヲ作リ加ヘラレタリ）・往生要集・並ニ十二門戒儀ヲ一々讀ミ傳ヘ畢ンヌ。但シ般舟讚ニ至ツテハ、先師ノ云ク、上人ノ在世ニ未ダ流布セズ故ニ口決ヲ聞カズ、今八軸ノ義勢ニ準ジテ授ル所ナリト。云々（中略）

先師衆ニ對シテ示シテ云ク、我レ年闌ケ齡頽テ在世久シカラズ、將來ノ痴闇ヲ思フニ肝腑安カラズ然リト雖モ我ガ法ハ然阿ニ授ケ畢ンヌ、法燈何ンゾ銷ン、然阿ハ是レ予ガ盛年ニ還ルナリ、遺弟此人ニ對シテ不審ヲ決ス可キナリ。云々

又決答鈔上（四紙）淨全一〇（二七頁）には左の記事がある。

昔シ嘉禎三年七月六日、上人善導寺ノ塔ニ在シテ、聖護房ヲ遣シテ愚昧（記主上人）ヲ召シテ付屬シテ云ク我ガ義汝ニ付屬シ畢ンヌ。汝來世ニ傳フ可シ、故上人ノ門徒ノ中、愚人多ク上人ノ御義ヲ躪ス、予ガ門人モ亦タ然ル可シ、學生ニ非ザルヨリンバ師說ヲ傳ヘ難キ故ナリト、其外諸人ニ向フ毎ニ、愚昧ヲ指シ人ニ示シテ曰ク、辨阿亡シテ後ハ法門ノ事ハ然阿ニ問ハルベシ、然阿ハ是レ辨阿ガ盛年ニ成レルナリト。

又二祖上人は、嘉禎三年卯月十日、三祖に末代念佛授手印一卷を授け、その年八月一日、また血脈相傳手次の狀を書いて、左の如くに言はれてある。

念佛往生淨土宗血脈相傳手次の事(次上抄出)

されば了譽の領解授手印徹心鈔の終(淨全一〇二五頁)には、「嘉禎三年卯月十日ノ巳ノ時、筑後國善導寺ニ於テ、傳法傳戒シ畢ンヌ、同七月六日、選ンデ付屬ノ仁ト爲シ、八月一日、正シク璽書ヲ賜フ、同月三日、今此ノ領解ヲ草記ス、辨師親シク之ヲ見テ、之ヲ合點セシメ畢ンヌ。」と記されてある。此等の諸文を拜見するに、後世の如く形式的ではなかつたとしても、傳法傳戒のあつたことは明かである。即ち三代相次いで我宗秘奥の法義を瀉瓶相承されたのである。その中特に授手印は、二祖の門下の宗論から我宗の宗意安心を決定する爲に、二祖が選述されたもので、傳法の書籍として最も重要なものであり、後に著はされた三卷七書は、この授手印が中心をなすと言はねばならぬ。

## 二 三祖以後の傳法

三祖良忠上人の門下は多士濟々で其中六人の英傑が出で、遂に六派を形成した。その内傳法の問題に就て特に争を生じたのは、即ち名越と白旗とであつた。その理由は始め第四祖白旗寂慧上人は、淨土宗に就ては餘りに關心を持たれなかつた。されば文永五年十八歳の時叡山に登つて仙曉法印の室に入り、玄義文句を精習し旁ら諸徳を歴訪して、他部の章疏を熱心に研究されたが、三祖は鎌倉に歸る可く切り

んで生き佛であると稱へたと謂はれてあるほど、それほど隱遁的の徳者であつた。然し後には常陸の國太田に退いて法然寺を建て、常に念佛を修行された。

而して其門流から了實上人聖岡上人等の英才が輩出して宗門の隆昌を見るに至つた。然ればこの後我宗の傳法は二流となり、鎌倉光明寺の系統を本山傳と稱し、太田の蓮勝上人の法孫を末山傳と稱へ、宗門は増々繁榮した。而して本山傳は定慧・良順・了專と次第し、末山傳は蓮勝・了實・聖岡と次第して共に瀉瓶相承した。

(鎮流祖傳卷二・淨全一七<sup>四</sup>一頁 新撰往生傳卷一・淨全一七<sup>五</sup>一頁 述聞制文・淨全一一<sup>五</sup>二頁 十六箇條疑問答見開第一・續淨全一四<sup>六</sup>頁 然阿上人傳・淨全一七<sup>四</sup>九頁)

### 三 阿師の傳法相承と五重指南目錄の制定

前に述べた如く阿師已前にあつては列祖何れも三經・論註・五部九卷等の法義を悉く傳授し給ふたが、これらはいづれも其書物に就て最も重要な點を示して口授相傳せられたのみで、未だ一定の形式を具備してはゐなかつた。然るに應永十年九月十四日、阿師六十三歳の時、(但し淨土傳燈輯要上卷に收むる所の指南目錄に依れば、應永十一年九月十四日釋了譽六十三歳と記してあるが、諸傳を見るに阿師は曆應四年の生誕であるから、若しこの年から起算すれば、六十三歳は應永十年である)五重指南目錄を作つて五重に就て五十五箇條の口傳の目錄を記し、之をその弟子西譽上人に授けられた。そは恐くは從來

の如く一定の形式がなかつたならば後世に至つて其の傳法の内容が亂れてまち／＼になる恐れがあるの  
で、永遠の規定を作る必要があると認められたからであらう。

然るにこの五十五箇條の口傳の外に、なほ多くの口傳を書き與へられたものと見えて、指南目錄の終  
りには、「此外重々の口傳具さに書き、曲しく顯はし畢んぬ」と記されてある。所が五十五箇條は指南  
目錄に記されてあるから、其の大體を知ることが出来るが、「此外重々の口傳」と稱するものゝ條目及  
び内容は今明白に知ることには出来ない。但し其文に「具さに書き曲しく顯はし畢んぬ」と言はれてある  
から書き示されたものであらふと思はるゝが、餘りに秘密にした爲に、終に失はれたものではあるまい  
か。

或は又西師の著述である五重聞書一卷(西仰筆錄)指南目錄集二卷(了曉筆錄)五重拾遺鈔二卷、五重口傳鈔一卷(西仰筆錄)等に記されてある幾多の口傳、及び西譽の三國正傳口授心傳集一卷に記されてある口傳を指すの  
はなからふかとも考へる。

然るにいつ頃からであるか明白ではないが、かの五十五箇條を本傳と稱し、別に二十八箇條を設けて  
之を末傳と名け、本末合せて八十三箇條であると言はれてある。それ故に兩脈玄談の著者實譽顯了は、  
兩脈玄談中卷(傳燈輯要中卷三)に於て、傳法に就て古來本末八十三箇條と稱へて居るが、指南目錄を  
案するに、その示し書に「此外重々の口傳具さに書き曲しく顯はし畢んぬ」と書いてあるから、西譽・

にそれを促された。然るに白旗上人は未だ三大部の中の止觀の研究を終らないから、ごうぞ暫く留つてその研究を終らせて頂きたいと願はれたが三祖が強いて歸り來れと命せられたので、止むなく一時鎌倉に歸られた。時に三祖は七十二歳、上人は二十歳であつた。

その後白旗上人は再び叡山に歸らんと努められたが、三祖が申さるゝには「予は既に年老ひて跡を繼ぐべき人がないから、是非とも此處に留つて、止觀並に淨土の教を學んで呉れよ」との懇切な言であつたから、止むなく思ひ止まつてその後は頗る熱心に淨土の教を研究し、凡そ七箇年の間に(文永二年から建治二年まで)

淨土の章疏を盡く三祖から相承された。然るにその後建治二年に慈心禮阿の請に應じて三祖は上洛して宗書を講授し、約十一年の後即ち弘安九年に鎌倉に歸り、南岳大師傳來の竹布の袈裟並に券章を白旗上人に相傳して、傳法相承の信證となし、其年の九月六日には宗脈の璽書をも賜はつた。されば我宗の傳法は完全に白旗上人に傳つたといはねはならぬ。(述聞制文・淨全一一九頁、新撰往生傳卷一・淨全一七六頁)

是より先き三祖は木幡の慈心に對して傳衣附法して券章を與へられた。然るに慈心上人は、我宗門の後繼者としては、白旗上人が最も適材であるといふことを知つて、その券章を返されたので三祖も慈心の志を容れて、それを白旗上人に相傳されたことが良榮の十六箇條疑問答見聞に記されてある。

述聞制文を開いて見ると、名越の尊觀と白旗上人との間に於て傳法相承の件に就いて、頗る抗爭のあ

つたことが明かである。即ち三祖は鎌倉に在ること既に數年なりしに關らず、適當の人がなかつたので傳法相承されなかつたが、建治二年三祖上洛の時に方つて尊觀已下の人々は、切りに傳法相承の書狀を賜りたいと懇願した。然しながら三祖はそれを許されなかつた。然るに白旗上人には特に傳法の券章を與へられた（勿論此は秘密であつたこと、思ふ）所が名越の尊觀は所々に於て公言して「我こそは鎮西の嫡流である、鎮西の義を能く心得て居る者である、鎮西の正義はたゞ我のみが知つて居る。かの良曉は先師（三祖）の相傳を聞かなかつた、たゞ理眞に就てそれを學んだのみである」とて、切りに宣傳したのである。因より白旗と名越とは斯る抗爭があつたのみならず、三祖上人の寂後に於ても一念業成の義に就て、水火の爭論があつたのであるが、斯うした記録の殘つてあることに依つて、一層その事情を明白にすることが出来る。三祖が強いて白旗上人を呼び寄せて、傳法相承されたことも三祖滅後の問題を恐れ、宗義の混亂を防がんとする、愛宗護法の赤誠から逆り出でた結果である。

白旗上人の門下の中最も優秀な人材は即ち箕田の定慧上人と、太田の蓮勝上人であつた。固より定慧上人は宗乗餘乘に精通した立派な學者であり、三祖已來の宗戒兩脈を相承し、鎌倉光明寺の師跡を繼いで第三世となられたことは當然であるが、然し蓮勝上人も亦た勝れた人であつて、白旗上人から宗脈と叢書とを相傳された。然しながらどうかといへば道心堅固な隱遁者で、餘りに世間に乗り出して講説することを好まれなかつた。即ち晝夜孜孜として念佛せられた德澤が普く四邊に傳つて、附近の人々が尊



總譽・音譽の頃までに、この外重々の口傳といふものゝ中から、急に入用らしい口傳だけを選び出してかの本傳に對してこれを末傳と稱へ、本末合せて八十三箇を淨土宗の學人の傳法としたのかも解らないが、然し確實にはそれを知ることは出来ない」と言はれてある。

本末八十三箇條の中、本傳五十五箇條の事は、指南目錄に明了に記されてあるから、全く疑ふべき餘地もないが、末傳二十八箇條が果してあつたか無かつたか、傳目を如何に取扱ふのであるかは些か疑問である。増上寺に傳へられてある黒谷潮吞の切紙には「増上寺代々口授心傳多しと雖も、略して八十三箇の口傳あり、其内三十七箇は五重の口傳なり、是も事多き故に略して肝要の骨目五重に九箇條、宗脈に五箇、圓戒に三箇、又一箇の已證、璽書に三箇又一箇の已證あり」と言はれてあるから、八十三箇の口傳があつたやうに思はるゝが、然し熏譽在禪の大五重選定略鈔（傳燈輯要下卷六四紙）には「緣山傳前に相傳骨目八十三箇云々と、此の義恐くは允ならず、大切紙の妄は別に辨ず」と記されてあり、又釋智願が集記した大五重傳本には、「又考て云、三緣山五重相傳の傳語の言葉に云く、淨土宗相傳の骨目に八十三箇條あり、其中に要を取つて今之を傳ふ云々と、今謂く八十三箇條とは、初重より四重に至る前四重の相傳に五十五箇條あり、第五重の相傳に自證・化他・圓戒・布薩戒・璽書都て合して二十八條箇あり、總じて合して八十三箇條の相傳骨目と云ふか、學者更に詳かに思擇せよ」と書いてある。なるほどこの説に依れば、五重九箇條、宗脈五箇條、圓戒三箇條、一箇の已證、布薩五箇條、一箇の已證、璽書三箇條、

一箇の已證、總じて二十八箇條である。さすれば前の五十五箇條と合して八十三箇條となる。が然し今この説に就て考ふるに「初重より四重に至る前四重の相傳に五十五箇條あり」といふは何等かの誤りではなからうか、何となれば指南目錄に従へば、初重から四重までの相傳は三十八箇條であるから第四重までにて五十五箇條といふは不合理である。

又淨華院の一代であつた山田辨承上人は曾て大五重傳目といふ書を著してその中に末傳二十八箇條の傳目を列ねられたから參考の爲に轉載しておく。

◎末傳二十八箇條傳目

- (一)作者次第 (二)三國三代三國二代 (三)必得往生ノ釋文四十八字 (四)授手印ノ經證三種授手印決定下許可ノ事 (五)三心結文 (六)要偈道場表示二箇條 (七)傳法由來經卷相承直受相承 (八)四句細釋 (九)燒香ノ傳三類アリ (一〇)座具ノ傳三義アリ又ハ四義 (一一)五重自證門 (一二)五重淺略ノ傳 (一三)佛祖拜念並知識對面 (一四)亡者回向 (一五)睡時十念 (一六)三種病人攝化舉重攝輕 (一七)未廻心拜念 (一八)三身十念

◎聖書口傳

- (一)聖書名字各々座具 (二)同文章 (三)同殘紙附白紙傳

以上

右本傳五十五、末傳二十八合セテ本末八十三箇條ノ口傳ト稱ス

但シ末傳二十八ノ條目ヲ列スルハ私案ナリ識者ノ是正ヲ乞フ 辦承

この説も又明確な根據を指示されていないのでなほ一種の不安定を免れないと思ふ。又勤息義城上人は其遺稿の指南目錄並口訣寫に於て、「隨聞記に云、道感兩上人已來信法と(五重自證)傳法(宗脈化他)とを五重と宗脈と兩度に分て傳ふるに都合八十三箇の傳法なり已上」と記されてあるが是又不明了の點がある、結局末傳二十八箇條は問題で、なほ研究の餘地があると思ふ。

五重指南目錄の五十五箇條は下の如し(傳燈輯要上卷<sup>三〇</sup>紙)

五重指南目錄(外題)

了譽聖 撰

淨土宗安心相傳五重之内口傳指南(内題)

◎初重四個條

- (一)題號
  - (二)破戒念佛第二機
  - (三)愚鈍念佛第一機
  - (四)和語
- 此外有二箇條知殘<sup>一</sup>云々

◎第二重總別三十七箇條

- (一)傳法要偈
- (二)初重二重機法不離之事
- (三)三序正等一部始終一行三昧結歸之事
- (四)宗義行相文段分別
- (五)二箇立處之事
- (六)一專念文三重口傳
- (七)五正文三重說相
- (八)一專念文五義引證
- (九)五義引證

一一細相事 (九)九品三心念佛三心云事 (一〇)多實少虛下註若可往生口傳 (一一)三心五字習口傳 (一二)淨土

宗心行二字習事 (一三)豎三心必可二次第橫三心一心即三心口傳 (一四)三心肝要習第二深心事 (一五)三心中

第三心爲體事 (一六)三心五念合釋口傳 (一七)輿圖總別大意口傳 (一八)三心口傳 (一九)五念口傳 (二〇)四修

口傳 (二一)三種行儀口傳 (二二)至誠心口傳 (二三)深心口傳 (二四)回向發願心口傳 (二五)禮拜門口傳 (二六)讚嘆門口傳

(二七)作願門口傳 (二八)觀察門口傳 (二九)回向門口傳 (三〇)恭敬修口傳 (三一)無餘修口傳 (三二)無間修口傳 (三三)長時修口

傳 (三四)尋常行儀口傳 (三五)別時行儀口傳 (三六)臨終行儀口傳 (三七)左手印右手印口傳 此外有二箇條云殘

◎第三重一箇條

(一)一本末口傳 此外有二一箇條書殘

◎第四重二箇條

(一)一本末口傳 (二)讚嘆門稱名 此外有二一箇條云殘

◎第五重六箇條

(一)別口傳 (二)總口傳 (三)傍人口傳 (四)氣息口傳 (五)凡入報土口傳 (六)半金色傳 此外有二一箇條書

殘

右此口傳依有<sub>テ</sub>其志<sub>ニ</sub>雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>骨目<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>弟子西譽<sub>一</sub>以<sub>ニ</sub>目錄<sub>一</sub>令<sub>ニ</sub>指南<sub>一</sub>者也、此外重々口傳、具<sub>ニ</sub>書曲顯

畢、堅守<sup>カク</sup>此旨<sup>コノコト</sup>、可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>弘通<sup>ニ</sup>之狀、如<sup>シ</sup>件<sup>ト</sup>、

應永十一年九月十四日

釋了譽(六十  
三歲)

#### 四 阇師已後傳法の三轉

了譽聖阇上人は、始め了實上人の弟子となり、次いで蓮勝上人に従つて學び、其の勧めに依つて定慧上人に就いて圓頓戒を研究し、その相傳を受けられたから、若し宗脈に就て言へば、了實上人の後を承けて、宗祖大師から第七代の嫡流であり、戒脈相承の上から言へば、定慧上人の後繼者で、宗祖大師から第六代の嫡弟である。

而してこの阇師から傳法の形式が一定したのであるが、なほその後時代に従つて變遷し、凡そ三期の變轉がある。まづ其の第一期は、阇師が瓜連の常福寺に住職されてから(至徳三年住職)約十七八年の間に、一宗の傳法を研究し整理して鎌倉光明寺の良順上人と相談し、三卷七書の書傳と、五十五箇條の口傳を五重と定め、その他の書傳、口傳を附傳として永代弘通の規則を定め、應永十年九月十四日、五重指南目錄を作つて、是れを西譽上人に授け、我宗の要義を傳法された。

然るに従來はこの三卷七書の外の論註御疏等にも書傳と口傳とがあつたことは明かで、前にも述べた如くかの鎮西上人は、三經・論註・安樂集・御疏等を、一一讀んで記主禪師に傳へられたことは、決疑鈔の終の文に依つて明白であるが、これが即ち書傳であつて、それにも種々の口傳があつたに違いない。そ

れを書物に書き顯して纏めたものが即ち①教相十八通である。されば西譽の十八通裏書初紙には、昔はみな口傳多しと雖も了譽上人の御代に至つて、末代廢忘の爲に之を記し給へり、大權の慈悲仰で之を信じ以て之を肝心とすべしと記されてある。今その十八通とは、

- (一)散善義の内 (二)玄義分の内序題門 (三)玄義分の内釋名門 (四)玄義分の内宗旨門 (五)玄義分の内説人差別門 (六)玄義分の内定散料簡門 (七)玄義分の内經論相違門 (八)玄義分の内得忍分門 (九)序分義の内(十)定善義の内 (一)教相亂切紙(三重玄義大事) (二)教相亂切紙(論註大事) (三)教相亂切紙(法事讚大事) (四)教相亂切紙(觀念法門大事) (五)教相亂切紙(般舟讚大事) (六)教相亂切紙(安樂集大事) (七)教相亂切紙(群疑論大事) (八)教相亂切紙(往生要集大事) 已上十八通であるが、その各通の終にはいづれもみな「右代々相傳の趣件の如し、釋了譽在判、沙門了實在判、沙門良順在判」と記されてあるから、代々相傳の口決であることは勿論である。

而して印度支那日本に於ける列祖の著述を憑り所とし、特に善導の教義に依つて、淨土往生の要領を選び集めたものが、即ち選擇集であり、又その選擇集等に依つて一層要點を精選したものが即ち授手印である。然ればこの授手印を中心として三卷七書が選述されて、こゝに此書を中心とした五重傳法が構成され、指南目錄が作られて之を②西譽上人に授けられたのであるが、この五重傳法が傳々相承して増上寺の第三世音譽聖觀上人の中頃まで、即ち文明元年の頃まで約六十七年間繼續したから之を往古の傳法

といふのである。

(1) 十八通の編纂に際して、良順上人と相談されたことは、かの十八通の各通の終にいづれも了譽・了實・良順の署名があるから明かである。然るに今この五重口傳の場合も相談されたか否かは確證を見ないが、然し既に十八通の時に相談があり又閑師が西譽上人に傳法された時、良順上人はなほ存命であり、かつ又良順上人は記主禪師の後裔で、定慧上人の後を承けて鎌倉光明寺の第四世となつた人であるから、一應相談して宗門の大事を確定するのが當然である、故に兩脉玄談中卷(傳燈輯要中卷三紙)には「了譽上人は良順上人と相談の上、三卷七書の書傳と五十五箇の口傳を五重と定む」と記されてある。十八通の編纂の年代に就ては諸説が一定しない。即ち鎮流祖傳卷二(淨全一七四頁)了譽の傳には嘉慶元年といひ、新撰往生傳一(淨全一七八頁)には「嘉慶元年定慧公の命を奉じて傳籍十八通を輯録し、良順了實二公の連署を請ふて以て末流に傳ふ」と言はれてある。又了譽上人繪詞傳下卷八紙には嘉慶二年の著作といひ、淨土宗史(淨全二〇八頁)は此と同じ。然るに了實上人は嘉慶元年の前年即ち至德三年に入寂されたから、嘉慶元年の著述といふはやゝ不合理のやうに思はるゝから兩脉玄談中卷(輯要中卷三紙)には、「現存の十八通には連署ばかりにて年月なし、若し定惠上人御存生中ならば應安三年十二月(此年定慧寂す)より前の事なるべし、若し定慧の滅後了實公御存生中ならば至德三年十一月(此年了實寂す)已前の事なり」と言はれてある。若しこの説に従へば嘉慶元年よりも前、即ち了實上人御存命中の作とせねばならぬが、然し鎮流祖傳の説の如く嘉慶元年の作といつても差支ない譯である。何となれば了實上人の御存命中に相談し署名されたものを、その翌年即ち嘉慶元年に發表したものとすれば、大した問題ではなからふと思ふ。又兩脉玄談の定慧上人の御存中といふ説は、閑師は當時なほ遊學中であるから恐くは不可である。即ち定慧上人の意志を承けてといふ意味であらふ。十八通等傳書の著述は閑師瓜連常寺住職(閑師四十八歳)の後即ち至德三年以後であらふ。又鎮流祖傳二卷(淨全一七五頁)西師の傳には、嘉慶元年から六年の後、即ち明徳四年十二月十八通を相傳されたと書いてある。

(2) 西譽上人の傳法相承に就て鎮流祖傳二卷(淨全一七五頁)西師傳には、「明德四年十二月十八傳を襲ぎ、應永十年九月璽書を傳ふ」とあり、新撰往生傳一卷西師傳(淨全一七〇頁)淨土宗史(淨全二〇五頁)越智氏の淨土宗年譜も略ぼ之と同様である。

然るに兩脉玄談中卷(輯要中卷三紙)には、「應永十年九月十八日、二重の傳心鈔成る、閻公六十三歳なり、此に於て三卷七軸具はれり、又指南目錄を以て西譽上人に御付囑なされたも即ち此年なり、云々」と書いてある。この記事から見ると應永十年に傳法されたやうにも思はるゝ。が然しながら七卷書の奥書を檢するに、徹心鈔は明德元年の著述で、明德三年に西譽に授與し、銚心鈔は明德三年の著述で、明德四年に西譽に授與し、傳心鈔は應永四年の著述で、應永十年に西譽に授與されたことが明かであるから、此等の書物は後世の如く一時に相傳したのではなくて、漸次に之を相承し、三卷七書が完成した後、即ち應永十年に、三卷七書の口傳を纏めて、五十五箇條として授けられたものであらふ。然れば即ち完全に傳法の終つたのは、矢張り應永十年、閻師六十三歳の時と見るが適當ではあるまいか。

而してこの往古の傳法相承の方法は、前後合せて一百十四日間で、此の間の加行としては、晝夜六時に、禮拜懺悔・念佛誦經等を修すること極めて懇懃であつた。又この間を前行と正行とに分ち、初の七日を前行とし、後の一百七日を正行とした。又この一百七日の中、初の七日を正く五重の傳法とした。其方法はこの七日の間、毎日晨朝・日中・初夜の三時に、三卷七書を講讀し、其の所要所に至つて、五十箇條の口傳を傳へ、而かも七日の間に於て三卷七書の講讀を終り、五十五箇條の口傳の中、知殘・云殘・書殘等の五箇條を除いて、五重傳法の五十箇條の口傳を悉く終るのであつた。而してこの後百日の間に、三經・論註・安樂集・五部九卷・往生要集・選擇集・東西宗要等を講讀し、この間に列祖著作の末



書秘傳等を參考して我が正流の正義を傳へ、本口傳の外の枝末の口傳をも傳へるのである。又この百日の満夜に方つて、彼の本口傳の中にある知り残し・書き残し・言ひ残し等の五箇の口傳を授けるのである。故にこれらの五箇の傳を、半夜の傳若くは後夜の傳と言はれてある。已上が往古傳法相承加行の大要である。

次に第二期は増上寺の第三世音譽聖觀上人の時、音譽上人が時機を鑒みて、傳法加行の方法を改革されたのでこれが即ち中古の傳法と言はれてある。其方法はまづ是までの一百十四日の中の一百日の正行を轉じて前行とし、三經、論註等の講讀は、平日の修學に譲つてこれを省略し、残りの十四日を以て正行として、禮讚等の行法の如くに之を勤め、其間に三卷七書を講讀し、五十箇條の本傳、二十八箇條の末傳をも口授し、第二七日の夜半、即ち第十四日の夜半に至つて、昔の如く知殘等の五箇の口傳を傳へたのである。これが中古の傳法であるが、其時期は、音譽上人の中頃即ち文明元年の頃から、増上寺の第十世感譽上人が増上寺に晋山された初の年、即ち永祿六年の頃まで約九十年間であつた。

而して第三期は感譽上人の時、其方法が大に變更された。そは當時は足利時代の末期に屬し、國內が平穩でなかつたから、人皆な安らかに學業を修する暇なく、淺學未熟にして自國に歸らんとする者が多かつた。それ故に道譽感譽等の諸師が相談して、略式の相傳を案出されたので、これが謂ゆる淺學相承である。大玄の五重綱要義に依るに、「昔は五重と圓戒を同時に授る例であつたが、感譽上人の頃は天

下が亂れて、四國・西國・北國・奥州等から來つて學業を修する僧徒らも、兵亂の爲に長く逗留するこ  
とが出来ず、僅かに二三年間修學して國に歸つて院主となつたから、學文の力が充分でなかつた。それ  
故にたゞ五重のみを授けた、それは丁度在家の結縁と殆んど等しいものであつて、決して圓頓戒を相傳  
することを許さなかつた。然れば修學十五年已上を経過した者に始て宗脈と圓戒を許す規定であつた。  
その事は家康公の三十五箇條に、「淨土ノ修學十五年ニ至ラザル者ニハ、兩脈傳授アル可ラズ」と規定  
されてあることに依て明かである。彼の含岷の腹内から出た傳書の軌則も甚だ古い傳法で、五重と圓戒  
とを同時に傳へたものであつた」と記されてある。

即ち中古已來一度に勤めた二七日の加行を七日間づゝ二回に勤め、前年後年の兩年に分ち、初の年を  
五重（自證）と名け、其後相當に年限を経て學業の大に進んだ時に、之を授けて宗脈（化他）と稱へ、  
戒脈も又この時に相傳するの例であつた。而して其傳法は八十三箇條の中から最も必要なものを選択し  
て、五重の時は九箇條、宗脈の時は五箇條と三箇條を授け、是を傳法の規則としてこの後永く行はれた  
今其の箇條を記せば、

◎五重九箇條

- (一) 觸香傳(附塗香と燒香の傳)
- (二) 座具傳
- (三) 五重自證門の傳
- (四) 授手印の傳
- (五) 五通五箇の傳
- (六) 面上の傳
- (七) 三種病人の傳
- (八) 未回心聲聞の傳
- (九) 氣息の傳

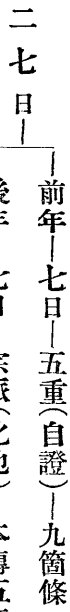
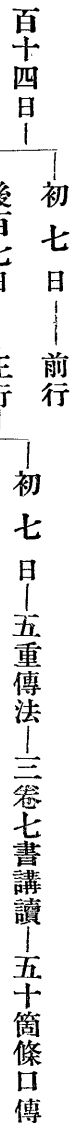
◎宗脈五箇條三箇條の中初に五箇條

- (一) 宗脈以上化他門の傳
- (二) 都部の傳
- (三) 授手印の傳
- (四) 總口傳
- (五) 凡入報土の傳

◎次に附口傳三箇條

- (一) 引導の傳
- (二) 洒水の傳
- (三) 開眼發遣の傳

◎ 加行の三轉を表示せば



又都部に就ては(五重の時)には五重を五通にして授けるが、宗脈の時)には都部を傳へる。この都部は五通をみなつぎ合せて一卷として授けるから都部といふ)大玄の五重綱要義に依るに、「昔は五重と圓

戒と同日に授けたのであるが感譽の時代に天下が亂れて、遠國の僧徒は關東に永く留ることが出来な  
 い、それ故に初學の者には圓戒を許さず、十五六年を経て始めて圓戒を許したが、圓戒の外に又一種を加  
 へるのが宜しからふといふので都部を造つて圓戒に添へたのであらう。これは五重と圓戒とを兩度に傳  
 へたことから起つたのである。或る一説に都部は感譽が作つたのであるといひ、又一説には感譽より少  
 し以前に造られたのであるともいふが、然し種々の説から考へて、恐くは感譽よりも少し以前に作られ  
 たものであらう」と記されてある。然し伊香立の新知恩院には大譽が全譽に授けた都部と全譽が周譽に  
 授けた都部の卷物が残つてゐるから随分古い時代から行はれたことは明かである。

以上は感譽流であるが、道譽流と幡隨意流は、傳目が少し違つてゐるから、参考の爲に記すことゝし  
 た。即ち道譽流は五重八箇條、宗脈十一箇條である。

◎五重八箇條とは

- (一)塗香觸香傳
- (二)燒香傳
- (三)座具傳
- (四)五通五箇傳
- (五)三國傳來口授心傳
- (六)三國三代三國二代傳
- (附半金色傳)
- (七)助證歎傳
- (八)授手印傳

◎次に宗脈十一箇條

- (一)都部傳
- (二)宗脈化他門傳
- (三)形狀形名傳
- (四)凡入報土傳
- (五)傍人傳
- (六)氣息傳
- (七)三種病人傳
- (八)引導傳
- (九)助證歎傳(附三五七社の口訣)
- (二)後夜念佛傳
- (二)授手印傳

次に幡隨意流に就ては、未だ良書を得ないから余自らも未だ確信を持たないが、嵯峨の立道上人の記録の著聞集第二十九卷に記されてあるものを試にこゝに記せば、五重八箇條、宗脈十箇條である。(但し望月氏の佛教大辭典<sup>一三五</sup>三頁には五重十三箇條といふ又大立の圓布顯正記下(續淨一五<sup>五五</sup>一頁)の説もや、異つてゐる)

靈巖寺傳法(當寺者大巖寺流也)

◎五重八箇條

- (一)塗香燒香
- (二)坐具
- (三)五通五箇<sup>云々</sup>第五重信者佛祖相承十念口傳也是<sup>ハ</sup>唯仰信分<sup>ナレハ</sup>云<sup>レ</sup>信也
- (四)第五重面上・大巖寺流<sup>ニハ</sup>代々右旋婉轉<sup>ノ</sup>文證據<sup>トシテ</sup>佛右移<sup>ノ</sup>相傳<sup>ス</sup>今大巖寺<sup>ト</sup>相違<sup>ス</sup>
- (五)口授心傳・能化口<sup>ニテ</sup>十念<sup>ヲ</sup>授<sup>ル</sup>云<sup>ニ</sup>口授<sup>ト</sup>所化<sup>ト</sup>禱向<sup>ト</sup>領納<sup>スル</sup>云<sup>ニ</sup>心傳<sup>一</sup>也
- (六)疑思十念・十處相<sup>ヲ</sup>一々<sup>ニ</sup>心<sup>ニ</sup>浮<sup>ヘ</sup>餘緣無<sup>ク</sup>思<sup>ヒ</sup>疑<sup>ス</sup>
- (七)總口傳
- (八)授手印・觀經授手迎接<sup>ヲ</sup>模<sup>ス</sup>自證往生決定之印可也

◎宗脈十箇條

- (一)宗脈
- (二)都部
- (三)宗脈之體<sup>二</sup>總口傳<sup>一</sup>私云瓜連増上寺<sup>ニハ</sup>凡入<sup>レ</sup>
- (四)傍人・鐘打也
- (五)氣息・息終<sup>ル</sup>處十念<sup>ニ</sup>
- (六)三種病人
- (七)後夜念佛<sup>論主本意</sup>念佛也<sup>念佛也</sup>
- (八)引導<sup>此有二十九箇條觀想ニ也</sup>外二箇條懷妊往生等
- (九)數字傳
- 者・縱令<sup>ヒ</sup>牛馬六畜<sup>ニモアレ</sup>全阿彌陀如來<sup>ト</sup>思<sup>テ</sup>十念<sup>ヲ</sup>授<sup>レ</sup>面見<sup>レ</sup>彼佛阿彌陀即得往生安樂國也於毛天<sup>ヲ</sup>阿彌陀如來<sup>ト</sup>
- 見也<sup>ル</sup> (十)圓相者・彌陀攝取圓光中<sup>ニ</sup>亡者<sup>ヲ</sup>收入<sup>スルト</sup>念想<sup>ス</sup>

◎圓頓戒

- (一) 戒體
- (二) 圓戒本據諸法寂滅相不可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>言宣<sub>一</sub>

◎布薩戒

- (一) 得名
- (二) 知識結緣
- (三) 圓相
- (四) 祖師段
- (五) 黑印

◎璽書 是宗脈之許可也二十年滿授<sub>レ</sub>之也有<sub>三</sub>簡傳<sub>一</sub>

- (一) 璽書例<sub>三</sub>神璽<sub>一</sub>
- (二) 無<sub>三</sub>定文章<sub>一</sub>
- (三) 殘紙

右天和三癸亥霜月二十一日

靈巖寺第五代名蓮社義譽蒙光連的(在判)

自<sub>三</sub>幡隨意和尚<sub>一</sub>所傳之人也

右幡隨意和尚四代孫幡蓮社典譽白隨意和尚筆記也

以上傳法相承の三轉の大意を述べたが、斯の如く傳法が改革されたその理由は、始め道譽上人が、天文中生實の大巖寺を建てられた時、傳法を改革するの必要があると認めてそれを改められた。然るにその後増上寺の第八世泉譽上人の譲りを受けて第九世となり、凡そ九年の後再び大巖寺に歸られた。所がかの泉譽上人の弟子に感譽上人があつて、道譽の譲を受けて増上寺の第十世となられたが、當時の社會の状態から、傳法改革の必要を痛感された。然るに道譽上人は既に生實に隱居された後であるから

それをその儘踏襲することは如何であるかと考へて、道譽上人と相談し道譽上人の傳法を基礎として更にそれを改正しこゝに感譽流の傳法が起り、この後永く増上寺の傳法の定式となつたのである。

## 五 化他五重の起源

化他五重は三河の大樹寺の開山勢譽愚底上人から始まつた。愚底上人は増上寺の開山西譽聖聰上人の弟子なる了曉上人の弟子であつたが、諸國を遊化して三河國宇禰部の阿彌陀院に留まり、後に鴨田の西光寺に住職された。時に岡崎の城主源親忠公（徳川家康公六世の祖、即ち信光、親忠、長親、信忠、清康、廣忠、家康と次第す）其徳風に歸依し、常に法義を問はれたが、ある時親忠公は上人に對つて、「常々貴師が御越し下さつてお示し下さる所の教は、私が病床に平臥して、安らかに往生する時の用心であると思ひます、が然し私は固より弓馬の家に生れ、戰場に斃るゝ覺悟であります、然れば晝夜孜孜として、出來得る限り武術を鍛ひ、敵を倒し國を守り、以て國家の安泰を圖るは、是れ亦た武士の習であります。然しながら甲を被り戟を持ちつゝ敵に對ひ、彼等を殺害することの甚だ罪惡なることを考へ、その報の苦を想ふ時、怯懦の心に襲はれずに、どうして居ることが出來ましやうか、それかと言ふて徒らに兩手を束ね膝を屈し生擒斬戮の辱を若し被るとしたならば、それこそ天下の物笑ひとなり武士の堪へ難き耻辱であります、又若し白刃にその身を傷け、矢石を冒して突入し、たゞ進あつて退去なき、驍勇は誠に尙ぶべきも、然しながらその際には、忿怒が非常に激しくて、殺心少しも止らず、念佛すべき暇

が全くないのであります、何等かのよい方法で武士のまゝにて往生の出来る都合のよい法はないでしやうか、これに就ては私は誠に困つて居りますが」と尋ねられた。

その時上人は從容として、「平生に御話した事はいづれもみな此の事であります。然るに公が之を領解することの出来ないのは、安心が未だ決定してゐないからであります。我宗には傳法といふものがあります。是は即ち三國傳來の秘蹟、往生淨土の眞訣であります。宗祖已來歷代の祖師が傳々相承して私に至りましたが貴公に傳へて往生の用心を決定させてあげたいと思ひます、然れば今後一七日の間は世務に關せず、身心を齋潔にし、禮拜念佛をなさいませ、それは此法を相傳する規定の儀式でありますから、是非とも其れを行つて貰いたいと思ひます」と申された。

それを聞て親忠公は大に歡び教の如くに實行された、そこで上人が懇ろに申さるゝには「傳法といふことは他かの事ではありません、たゞ往生の用心を決定するのが肝要であります。凡そ天下の人々は、千氏萬姓、細別すれば限りもないが、總じて之を束ぬれば、士農工商の四民あります、四民相待つて其業に安することは、恰かも頭と足とが相資けて以て行くことが出来るやうなものであります。我が教から之を觀れば、劔を横へて馬に騎るも、水を漑いで田を耕へすも、斧を揮つて木をけづるも、みな是れ菩薩の大悲の行、利益衆生の相であります。御經の中に治生産業、皆與實相、不<sub>二</sub>相違背<sub>一</sub>と説かれてあるのは即ち斯様な意味であります。中に於て士は是れ四民の長であり、かつ又萬姓の雄であります」とて、



懇ろに説明されたので、親忠公は大に喜び、「たゞ往生の安心を決定したのみならず、兼て軍旅經國の要策を得た」とて、口決を傳受して益々念佛を勵まれた。文明七年古戰場なる伊田野に於て、其亡靈を弔はんが爲に、新たに大樹寺を建て、上人を請して開山第一世と仰ぎ、大に尊敬を加へられた。他日家康公が我宗に歸依し大に保護を加へられたのも、決して偶然ではないのである。

前述の如く化他五重は勢譽上人から始まつたが、然し元和の法度に、「在家の人に對しては、五重血脈を相傳せしむ可らざるの事」と規定されてある通り、在家の人には絶対に血脈を與へなかつたやうである。又五重を授くるも特別の人でない限りは、容易にそれを授けなかつた。江州安土の淨嚴院には天正年間の古い過去帳があるが、其の多くの戒名の中に、譽號のあるのは甚だ少ない、そは恐くは當時五重を受けた者の少なかつた結果であらう。

因に譽號の起原を言へば、我宗の譽號は、定慧上人の時、上人同學の惠光が居た藤澤の寺は、沙彌に至るまでみな阿號があつたから、上人は其れに對してこの果號を立て、自ら良譽と稱へられたのである（この譽號は散善義の五種の嘉譽を根據としたものである）罔師も亦其相傳を承けて了譽と稱し、其後次第に繼續し、五重の血脈には必ず譽號が付與されたものである。在家の譽號を與へることに就ては、未だ明確な典據を見出さないが、恐くは出家と同様であらう。

〔淨宗護國篇・淨全一七六頁、淨統略讀・續淨全六四頁、吉水瀉瓶訣第四・傳燈輯要下二頁〕

## 六 含岌上人の傳法事變

我宗の傳法相承に就て、含岌上人の事變のあつたことをこゝに一言しなくてはならない。(了吟の著含牛上人傳には含牛といひ、大玄の著述にはみな含岌といふ、傳法沿革依憑詮考に云く、後に岌に改むと)含岌上人は始め道譽貞把に就て出家したが、後に牛秀に従つて嗣法した。その法系は鎌倉光明寺の第十四世法譽智聰上人の弟子に貞安あり、貞安の弟子に牛秀あり、含岌は即ち牛秀の弟子である。然るに牛秀は感譽に嗣法し、含岌は牛秀に嗣法したのであるから含岌は即ち感譽流に屬すべき人で瀧山の大善寺の二世である。

含岌の傳法に關する事件は、諸書に多く記されてあるが、大玄の圓戒啓蒙(續淨全九<sup>二七</sup>頁)並に了吟の含牛上人傳(淨全一八<sup>四四</sup>頁)の記事が最も詳細であるから、今此等の書に依つて其大要を記すこととした。圓戒啓蒙に依るに大玄僧正が、直接に義山上人から聞かれたといふ話の要領は斯うである。

昔は關東の諸檀林の中で、鎌倉を本山として其他は皆な末山と稱へ、有らゆる傳書は皆な本山に藏めて決して他山には出さなかつた。又諸山俱に伴頭から直ちに轉して其山の山主と成るのが恒例で、決して他山からは移轉しなかつた。家康公の治世慶長元和の頃、鎌倉の伴頭含岌上人は、才能の最も勝れた人で、所化の人々は皆な歸服してゐたが、本來短慮の性質で、常に忿怒することが多かつたので、塔頭の者と不和であつた。其頃先住入滅し、一山の大眾は何れもみな上人を推して山主とした。その頃偶ま

家康公が鷹狩の途次光明寺の邊を通られた。(一説に秀忠公鶴岡八幡宮參拜の時といふ、傳法沿革依憑詮考には家康公上杉征伐の途次、鶴岡八幡宮參拜の時といふ。然しながら若し上杉征伐の時とすれば、慶長五年であるが、種々の點から考へて是は少し早きに過ぎると思ふ。越智氏の淨土宗年譜には、含岌の事變を慶長十九年とされてあるが恐くはこの頃かと思ふ。)

そこで家康公は此寺の名は何んといふか、住職は誰れであるかと尋ねられた時、塔頭の僧が、寺號は光明寺と申しますが然し無住であります唯だ看主があるばかりでありますと答へた。家康公は看主なれば立寄るには及ばぬと仰せられて通過された。含岌上人はこの事を聞て大に怒り、本山の有らゆる傳書を取り集めて關西に至り、江州及び大阪に至つて大阪に西往寺を建て、次で京都に來り四條の西念寺、五條の上徳寺に住し、又大宮の高辻に西往寺を建て、此寺に住し自己の木像を作つて其寺に安置し、其像の腹の中に彼の傳書を納め、決して人には見せなかつた。

しかのみならず又誓を立て、「若し我が滅後に之を取り出す者があるならば、即ち現罰を與へん」と誓言した。それ故にこの後は誰人もみな之を恐れて、敢て手を觸るゝ者はなかつた。然しながら其が爲に關東のすべての傳書が斷絶したと。了吟の含牛上人傳に依るに、此時光明寺の末寺である玉繩の二福寺の住職某が(一説に幡隨意上人といふ)、本山の古い目錄を傳持してゐたから、それを再び光明寺の住職に傳へて、辛ふじて其の欠陥を補つた、それ故にかの二福寺の名を改めて二傳寺と稱へたと傳へられ

てある。若し大玄の圓布顯正記卷下（讀淨全一五五八四）に依れば、光明寺の末寺である葉山の相福寺、新梨の光徳寺の住職が相談して書き集めたものが、光明寺の傳法となつたと記されてある。

圓戒啓蒙等に依るに、其後増上寺の第二十世南譽雪念上人深く之を歎き、黒谷第二十八世潮吞上人の所へ使を遣はして傳法を求められた。潮吞曰く、予も詳しくは覺へてゐないが、唯だ少し許り記臆してゐるとて、寛永十六年十月十日の日付で切紙二三通を贈られた。之が即ち有名な潮吞の切紙と稱するもので五重九箇條、宗脈五箇條、圓戒三箇條、又一箇の已證、璽書三箇條、又一箇の已證であつた。

而して南譽が傳書の依頼狀を往譽潮吞に送られたその文書が今黒谷に残つてゐるから、参考の爲に轉載する。

### 増上寺南譽上人の書狀（寛永十六年六月）

便緣喜一書令啓上候、春中御左右承候、以後者音信不通之故御堅固歎無心元存計候、愚老事者當夏無何事、法門談場一日も無懈怠成就仕候、爰元へ御下向候得かし、當寺國師之如御代仕置漸々佛法盛に成懸申候、近代法領衰微之體笑止に思召候はん、此度報謝□□體に候、就其當寺先年之口傳相承、貴老之御前に可有存候間哀御下向候得かし、様子承度念願迄に候、委細期其節候

恐惶謹言

増上寺

林鐘二十五日

南 譽 (花押)

黒谷之閑居往譽上人

返々雲光院無事に繁昌被仕候間、可有御心易候 已上

同上 人書狀 (寛永十六年閏十一月)

今度山上檢校便宜に、當寺代々就中從國師之口傳無殘附與之一卷慥請取申、幸觀智大和尚之直授存難有存候、扱々自他共に老筆者眼力勞候處に、直書及事當寺之報謝不徹心肝者不可有此儀候、野僧も翻鳩眼具に他人に令傳授之條可有御心易候、若來春於御下向者期其節候 恐惶謹言  
追而貴寺當住より念珠貳連送被下候、此度禮書を可進候得共御心得頼申候、隨而當座下之儀國師以來者、修行も衰微之體に聞候處を再興之起志弘法無懈怠候、然其末世之故及料簡候、以上

閏霜月十六日

増上寺 南 譽 (花押)

黒谷 閑居老

此外なほ増上寺の業譽上人の傳書に關する書狀も黒谷にあるが今は之を略しておく。

而して其後黒谷の第三十三世廣譽順長上人(合牛傳には闍譽順超といふ、恐くは誤である。順長上人は延寶四年に寂す)其弟子順波に命じ「聞く所に依れば高辻の西往寺には(黒谷末寺)、開山含岌上人の木像の腹の中に、鎌倉本山の傳書が藏められてあると云ふことだから、汝は其を出して來て呉れ」と申

された。順波上人は命を承けて西往寺に往き像の前に進み、頸を抜かんとした時に、忽ち眩暈して昏倒した。傍の人は之を見て藥を與へて蘇生せしめ、板に載せて黒谷に歸り、種々に看護を加へたが數月の後終に絶命した。其後もなほ此像には、種々の異變が多かつたので、誰人も更らに手を觸るゝ者はなかつたと傳へられてある。

然るに増上寺の第三十五世湛譽門周大僧正が、増上寺御在職中、知恩院門主尊統法親王が増上寺に御留學の時（寶永七年）圓戒を受け給ふべき御沙汰があつたから、大僧正は關東には如法の規則が絶へてゐる、然れば義山上人にそれを尋ねたらば宜しからふとて、梁道上人に命じて其の譯を義山上人に告げた。義山はそこで一七日間水浴し、別時念佛を修し遂に含叟の像の中から總ての卷物を取出したが、それは含叟自筆の三卷の卷物で、即ち五重傳法軌則、古本授菩薩戒儀、庭儀軌則各一卷であつた。（五重綱要義卷上にはこれは寶永七年であつたといふ）而してそれを梁道上人に寫させて之を大僧正に贈つた。然し故あつて御門主は御受戒を中止し給ふた。然るに大僧正の弟子の貞鏡上人が、寶曆二年二月二十五日にその三軸を鎌倉の光明寺に寄贈したと傳へられてある。已上は大玄僧正が義山上人や貞鏡上人から聞き傳へられた大要である。但し余が甚だ不審に思ふのは、含叟上人の體内から出たと稱する五重傳法軌則の内容が傳へられてないことである。既に貞鏡上人が其の三軸を鎌倉の光明寺に寄贈したと傳へられてあるから或は鎌倉に保存されてあるかも知れないが、其他にそれが傳へられてないといふことは頗る

不審である。或は潮吞の切紙と全く傳目が同様であつた爲に別に寫しておく必要がなかつたのであるかも知れないが、免も角義山上人の如き文筆に忠實なる人が何故に轉寫して保存しなかつたか、或は余の寡聞にしてそれを熟知せざるに由るか。

而して了吟は含牛傳に於て含牛の住職に就て考證して云く、鎌倉の璽書手次を考ふるに、含牛上人は本山の住職では無かつたであらふ。何なれど慶長五年十月二十五日、本山住持二十九世長譽良把上人は璽書を同三十世洞譽岌把に授く、元和元年四月六日洞譽より源譽隨流に授く、元和三年五月六日、源譽より深譽傳察に授く寛永八年十一月六日、深譽より圓譽廓源に授く、上の如く含牛上人の手次なし、故に住職ではなくて幹事であつたに違いないと。然しながら含岌は一時光明寺に住職したが、かの事變に依つて光明寺に對して仇をなしたから、世代に入るべき價値なしとて、後世之を除名して手次の譜脈を作製したのではあるまいか、即ち洞譽岌把の後、源譽隨流の前の頃に、含岌が暫く住職したのではあるまいかと思はるゝが然しなほ更に研究の餘地がある。(圓布顯正記卷下天照山世代の項、(續淨全二五五頁)鎌倉光明寺

誌(淨全一九六頁)

而して西往寺は今現に大宮高辻西入る所にある可成立派な寺であるが、曾て天明の大火に方つて、寺はすつかり焼失したから、含岌上人に關する記録は、今は全く失はれた。但しその當時開山堂は墓所の附近に別にあつた爲に、上人の木像は幸にして火災を免れたと傳へられてゐる。今その木像は本堂の脇壇

に安置せられてある。(已上は西往寺住職大西岡寛氏の所談)余は去月西往寺に參詣してその木像を拜見したが、御丈二尺一寸七分の木坐像で、右手に拂子を持つて左の手に之を受け、眼光炯々たる御容姿である。その腹中に今尙ほ傳書が存在するか否かは疑問であるが、住職大西氏でさへも未だ檢べたことがないと言はるゝので、余もまた拜見しなかつた。而して上人の法號は、源蓮社秀譽上人含炭大和尚といひ寛永七年十二月八日に示寂された。

因に黒谷潮吞切紙の事に就て少し述べておきたいと思ふ。潮吞の切紙は寫本として傳はり、大正大學に善い寫本がある。然るに此切紙に二種あつて大正大學の寫本は二種合冊にされてある。其中第一は緣山所藏の巻物で、諸種の點から察するに潮吞が南譽雪念に送つたものと思はるゝもので、其外題には「無題秘傳書全」と書し、内題にもまた「無題秘傳書全」と書し、次に究竟大乘等の四句の偈文を記す。而して終に南譽雪念の需に應し其れを送つた事情が述べられてある。次に第二は黒谷に於て潮吞が秘藏した本の轉寫本と思はるゝもので、其の外題には「潮吞傳黒谷不出」と書し、其肩書に「流轉門之切紙」「黒谷二十八世」と書し、其下に「學頭預」といふ印が押されてある。又其表紙の見返しに華頂山の實譽大僧正が寄附されたことが書いてあるから、此本は昔し黒谷にあつた、潮吞の切紙の寫本を、實譽大僧正が緣山の學頭へ寄附されたものであることが推定さるゝ。然ればこの二本の中一本は南譽雪念の所持、一本は潮吞の所持本の寫本であると想像することが出来る。而して其内容の要旨は全く一致するが字句



に於て餘程相違がある。特に注意すべきことは、傳目に就て縁山本は、五重九箇條、宗脈五箇、圓戒三箇又一箇の已證、璽書三箇又一箇の已證とて璽書三箇の上に布薩を置かないのに、黒谷本は璽書の上に「布薩五箇亦一箇已證」といふ傳目のあることである。此は始にはあつたものを何等かの事情の爲に縁山で略したものか、若しくは始はなかつたものを黒谷で加へたものか、若しくはこの書を寫した時に脱落したものが其等の點は疑問である。而して嵯峨の正定院にも黒谷本と同じ寫本が一本ある大體に於て大學の本と同一であるが最後が少し違つてゐる。但し此等は餘りに世間に傳はらない貴重な本である。而してこの潮呑の傳目は永く我宗傳法の規準となつたことは明かで、文政六年に專念寺の順阿隆圓上人が作られた吉水瀉瓶訣も五重九箇條、宗脈五箇條、圓戒三箇條又一箇の已證、璽書三箇條別に一箇の已證があるとして説明されてゐる。前述の通り布薩を略した點が縁山本と一致するが、恐くはかの大玄が布薩を非難して已來之を省略したものであらふ。

(吉牛上人傳・淨全一八四頁、鎌倉光明寺誌・淨全一九六頁、傳燈總系譜上・淨全一九三頁、同下六二頁、淨源脈譜・淨全一九八頁、淨土

宗史・淨全二〇九頁、淨土宗年譜四九頁、圓戒啓蒙・續淨全九八頁、圓布顯正記上・續淨全一五八頁、布薩戒講義卷下・續淨全一五四頁、

五重綱要義 黒谷潮呑口決 蓮門精舍舊詞卷十・續淨全一八五頁、傳法沿革依憑詮考六四頁、淨土布薩戒授法目錄考・續淨全一五六頁、潮

呑切紙(大正大學寫本) 吉水瀉瓶訣第二・淨土傳燈輯要下九六頁)

## 七 大五重及び戒脈の興隆

上の如く感譽上人は時代の要求に應じて、略式傳法の端を開かれたが、然し之は淺學相承であつて、多年修學し得る者、即ち碩學衆に對しては、極めて不完全であつた。それ故に又此等の人々の要求に應ずる爲に、大五重といふものが行はれた。この方法は中古の如く前行を百日とし本行を十四日間とし、この間に三卷七書の講讀、本末口傳等を懇ろに相承するので、これをまた總五重とも稱へた。而してこれが開かるゝには、感譽の時代は三年毎に一度宛諸山に於て開かるゝの例であつた。斯くてその後源譽存應に至るまで、約六七十年間は之が實行された。

然るに存應の弟子往譽潮吞は京都黒谷に住職して二十八世となられたが、存應の滅後關東の傳書が散逸したのを慨き、寛永八年十二月自己がその昔し觀智國師から聞いた所の條目を筆記して一卷となし、關山大師の像前に於て保證を祈請し、靈感を得て珍藏した。同十六年二月南譽雪念上人が増上寺の第二十世となつたが、觀智國師の滅後秘藏の傳書が紛失し、住職の交代も度々で口授相傳の異義區々であつたから、上人は大に之を憂ひ、京都に使を遣はして、潮吞の傳書を懇求した。(此は潮吞の切紙の跋文等の説であるが、大玄僧正は圓戒啓蒙等に於て、舍岌の事變に依つて關東の傳書が皆な散逸したと言はれてあることは前に述べた通りである。然るに鎌倉の傳書がなくなつた爲に増上寺の傳書も無くなつたといふことはやゝ不合理であるから、増上寺の傳書のなくなつたのは國師の遷化住職の交替に原因すると

いふ方が適當であらふと思ふが、然し兩説を認用して、當時は圖らずも雙方共に傳書に對して不幸があつたと見ては如何と思ふ)そこで潮呑は直ちにかの傳書を送つた。これが潮呑の切紙、君くは潮呑の口決と稱するもので前に述べた通りである。

又前の含岌の事變の下で略辨した如く、知恩院の尊統法親王が増上寺で傳法せんとし給ふた時、山主の湛譽が義山梁道等に頼んで含岌の像の中から傳書を取り出して貰はれたとも傳へられてある。

思ふに普光觀智國師が、家康公の尊信を得て後は、國運の發展と與に諸國に我宗の寺院が起り、住職の要求雜務激增等の爲に、學解に没頭するの暇なく、概して學問は低下したが、國師自身も激務忙殺の折柄、特に傳法は口傳を重した爲に、容易にそれを筆録せず、それが爲に其相傳が失はれ、或は住職の交代やら、或は含岌の事變等の爲に傳書が多く失はれて、殆んど憑るべきものがなくなつたので、潮呑の切紙を要求したものではあるまいか。

免も角斯様に一時傳法が衰へたから、元祿享保の頃憂宗の士が奮ひ起り、傳法復古を企てた事は明かで、今現に演譽白隨、學譽罔鑑等が大五重の式を實行された記録が残されており、又義譽觀徹の總五重法式私記、通譽岸了の總五重聞持記、熏譽在禪の大五重選定略鈔等が著はされることに依つて明かである。

又圓頓戒に就ては増上寺の第四十四世成譽大玄僧正の時、寶曆五年正月八日檀林評定會議を開き、源

譽存應以後たゞ口決のみで作法は行はなかつた圓頓戒の作法儀式を再興し、是に於て宗戒兩脈の儀則を併せて傳授する事となつた。惟ふに徳川時代に於て文運漸く發展し、各宗の間に戒律復興の思想が勃發したから、我宗もまた之に刺激せられて、靈潭、徳巖等の諸師が四分の戒律を興された。それが爲に圓戒も亦た再興を見るに至つたであらふ。圓戒復興に關しては、義譽觀徹、立譽貞極、成譽大玄等の諸師が、非常に盡力せられたが、今それは略しておく。

而して受者の資格に就ては、元和元年七月二十四日に、徳川幕府が公認した三十五條の法度の中（淨全二〇五六九頁）に

一、碩學衆は（檀林在學十五年已上をいふ）圓戒傳授に於ては、道場の規式を調べて執行せしむべし、淺學の輩には猥りに授與すべからざるの事

一、淨土修學十五年に至らざる者には、兩脈傳授あるべからず、璽書の許可に於ては、器量の仁たりと雖も、二十年に滿たざれば堅く相傳せしむ可らざるの事

と規定されてあるが、然し之は理想であつて實際の上からは餘り困難であつたと見へて、其から五十餘年の後寛文十一年正月十二日檀林決議の第六條には、

五重は修學五年、血脈は十年に相きめて傳授致すべきの事、但し據なきこと成就の仁は證人を立て、少分有餘あるべきか

と規定し、又同十二年に更らに決議されたがその第二條には、

五重相傳は五年、血脈は十年と相究め候、但し據なき子細これある者は、穿鑿の上にて、一年づゝは宥免あるべし、若し宥免二年に及ぶ能化これあらば、中間に擯出すべき事

と定められた。然るにその後百有餘年を経て、寛政三年四月の制條に依れば、初登山から三年を経た者には、五重を許し、七年を経たものには宗脈を許すことになつた。然しながら實際に於ては、この規定が實行されずして、諸檀林等必ずしも其の規定を守らず各の勝手に五重宗脈等を許可したのもあつたらしく、其れが爲に其の規定を嚴守するやう命令した制條が發布された。

(淨土宗史・淨全二〇九五頁六・同上七六頁二、新撰往生傳三卷潮吞傳・淨全一七九頁四、望月佛教大辭典二五三、圓布顯正記・續淨全一五一頁一  
圓戒啓蒙・續淨全九九頁二、傳燈輯要下卷三無潮吞切紙・立道上人著聞錄、潮吞上人口決)

## 八 布薩戒の興起及び圓戒の復興

大玄の圓布顯正記等の説に依るに、布薩戒なるものは阇師已後の新法で、空辨然阇の四祖の章疏の中には、一字一句もその言がない。又觀智國師の時もなほ此法は重せられなかつた。されば國師の三十五條の法度の中、五重と兩脈と璽書の事は規定されてあるが、布薩に關しては一言も言及されてない事がそれを證明する。然るに布薩戒が起り來つた原因は即ち含炭の事變にあると考へねばならぬ。即ち鎌倉

にては、含岌の事變に依て古傳書を失ひ、止むなく相福寺光徳寺等と相談して傳書を作り、こゝに二種の靈寶を加へた。一は朱切紙二は御判物である（誠云新知恩院の全譽周譽の血脈の中布薩の巻物はない）朱切紙に云く、時年高倉院の時、閣圓頓妙戒、勸進一向專修戒門、乃至、觀音入滅、彌陀成道、

乃至、十方佛土中、唯有往生法、他力實體、乃至、良忠判、云々

御判物に云く、淨土布薩一乘戒、授寂慧房、乃至、良忠判、云々

この二種は記主の自筆と稱し、非常に丁重にして其れを授けたものである。即ち含岌以後圓戒の傳書がなくなつたから、そこで布薩戒が起り、我宗は戒は無用である。宗祖も四十三歳の時、圓頓戒を捨て念佛戒に歸入し給ふたのである。然れば我宗は戒の無いのが當然であり、圓頓戒は寧ろ雜行である。唯だこの布薩戒のみが、最上究竟の妙戒であると執着し、斯る思想は漸くその勢力を増進して、遂には布薩全盛を見るに至つた。故に大玄僧正は、頌義探玄鈔（淨全一二九頁）圓布顯正記、布薩戒講義等を著し、南楚は布薩式辨正（續淨全一五二頁）を著して布薩の妄傳なることを論じ、大玄は又圓戒啓蒙、圓戒源流章、圓戒問答等を著して、盛んに圓戒の復興を主張した。

然るに又一方には大玄よりもやゝ先輩で、鎌倉から知恩院の第四十四世となつた通譽岸了は、元祿十年四月淨土布薩廣略戒儀決一卷（續淨全一五七頁）を著し、又布薩戒便蒙（續淨全一五三頁）布薩傳時處年號相違決（續淨全一五二頁）各の一卷を作り、又鎌倉から増上寺の第三十九世となつた學譽附鑑は、大

に布薩を稱揚し、享保十一年増上寺に於て布薩式を行ひ、遂に之が永式となつた。其後又鎌倉から知恩院の第五十二世となつた團譽了風も亦た布薩戒を重じたが、其弟子了吟がその師の志を承けて、淨土布薩廣略戒儀盡規（續淨全一五<sup>三一</sup>頁）、同略戒儀盡規（續淨全一五<sup>七三</sup>頁）、同授法目錄考（續淨全一五<sup>一五〇</sup>頁）各の一卷、同本傳考二卷（續淨全一五<sup>一七</sup>頁）、同朱書考一卷等を著して此戒を宣揚した。此等の事實から考へても鎌倉に關係のある人が布薩を大に稱揚したことは明かである。

思ふに道感已前は勿論、兩師の後元和の頃に至るまで、宗戒兩脈、並に璽書の三脈を、相傳したことは明了である。そは元和の三十五條法度に、「淨土修學十五年に至らずんば、兩脈傳授ある可らず、璽書の許に於ては、器量の仁たりと雖も、二十年を滿せずんば、堅く相傳せしむ可らざる事」といふ一條があることに依て明らかである。

然し寛文の頃に至つて戒脈を傳へたかどうかは頗る問題である。其は大玄の説の如く含岷事件の變動に依て唯だ宗脈のみを傳へて、戒脈は略したやうである。何となれば寛文十一年の檀林決議の第六條に「五重は修學五年血脈は十年に相究めて傳授致す可き事」の一項があるが、元和條目には「兩脈」と記したものを、寛文の時は血脈と變更した事から考へても、どうも戒脈を略したやうに考へる。そこで此戒脈に代る何物か必要であるといふので、こゝに布薩戒を加へたものではあるまいか。

即ち大玄の主張する如く、含岷が傳書を隠した爲に、非常に困つたその結果、布薩戒といふものを設

けてこれを行ひ、やつとその欠陥を償つたが、それが次第に發達して、學譽罔鑑の時に至つて、五重宗脈、布薩、璽書を相傳するものが定式となつた。

然るに徳川の初項から戒律復興の機運が諸宗に勃興し、我宗に於ても亦た此の思想が盛んであつた、特に大玄僧正は切りに戒律の復興を叫ばれた。即ち我宗に於て當然傳ふべき戒脈が斷絶して、偽作に違ひない布薩が盛んに行はるゝといふことは、甚だ怪しからん事であるとして、非常に慨歎し圓戒啓蒙、圓布顯正記等を著して、大にその非を是正せんと努められた。それが爲に寶曆五年正月八日の檀林會議に、圓戒羯磨を再興をすることゝなつた。然しその當時陽信といふ者が大玄の布薩妄傳の説に大反對したので、布薩戒も日課増進の爲には有益であるといふ理由の下に、尙ほ存置する事に決議した。さればこの後は、五重、兩脈（宗・戒）璽書を相傳することゝなつた。然しながら此後に於ても、布薩戒の正否に就て、随分議論が行はれたが、大體に於ては大にその勢力を失つた。而してこの後は餘程傳法も引しまつたらしく、享和文化の頃に行はれた、傳法の規則に依れば、檀林掛錫四年を経たならば、毎年八月一日から、百日間の前行を修し、冷水にて身體を洗浴し、朝暮に五百禮の禮拜をなし、十一月十七日以後は、更に一七日を期して毎日三千禮を課し、三經を讀誦し、六時禮讚を修し行住坐臥専心に修行して放逸を許さなかつた。斯様に一百七日の練行を終て後に始めて五重傳法を承けることを許した、この五重相傳を稟けてから、更らに四年を経て、再び前行一百日、加行一七日を勤修して宗戒兩脈を相承させた



のであつた。

而して徳川時代には、傳法の道場は關東の十八檀林に限られたが、明治七年九月に至つて、京都四箇の本山に於ても之を傳授することゝなつた。

其後二十年八月に傳宗傳戒の期間を唯だ二七日と定め、初の七日を傳宗、次の七日を傳戒の時とした。この頃増上寺の福田行誠上人が傳語を作つて、五重の中の初重往生記を廢して選擇集にかへ布薩は妄傳であるから全廢すべしと論せられた。然るに勤息義城上人は金鑰論を作り、南豐の光阿は傳語匡謬を著して布薩戒を辨護した。故に傳法の變更と布薩の全廢は行はれずして、百萬遍は明治四十二年まで、傳通院は明治四十五年まで布薩戒を實行した。

然るに明治三十九年には、昔の制度を復興し、二七日の別行の前に更らに一百日の前行を行はすことゝした。所が又大正二年九月には、新たに傳法條例を制定し、前行の期間を十一月三日から十二月六日までとし、別行の期間を十二月七日から同二十日までの二七日とし、總じて四十八日間を以て傳法相承の時とした。

然るに又其後に春秋二期に實行することゝし、春期は佛專、尼衆校、習學院、教師養成所等教師檢定者、並に大正大學專門部高等師範科第二學年修了者に限り、秋期は一般受者に通することゝした。而してその期間は三週間にして三月十五日から同二十一日までを前行とし、二十二日から四月四日までを別

行とし、秋期は十一月五日から同十一日までを前行とし、十二日から二十五日迄を別行とした。然し又此の規定も本年からやゝ變更さるゝ事となり、四週間と規定さるゝに至つた。

而してその道場は、京都の四本山、芝増上寺、及び特別の慣例ある檀林、例へば傳通院等に限られてあつたが、然し京都で知恩院は毎年必ず實行し、その他は受者の都合に因て、隔年若しくは交替で行はれつゝあつた。然るに其後各山は中止して近來はたゞ知恩院と増上寺のみ毎年實行されてゐる。

余竊かに考ふるに思想の根底がしつかりしなければ、其の行動が確實でないことは當然である。然るに近來我國各宗の状態は其信念の點に於て甚だ遺憾な點が多いが我宗に於ても又同様にその信念の甚だ不統一な點があると思ふ。さればまづ化他五重等は何等かの方法に依つて統一して其の受者に對して確乎不拔の信念を與へたいものである。若しこの點に注意せず等閑にして年を経れば遂には取返しの出来ない様な事柄が漸次に發生して、遂には崩壞の運命を懸き起さないとも限らない。

(圓戒啓蒙・續淨全九<sub>二</sub>頁<sub>七</sub>、圓布顯正記・續淨全一五<sub>五</sub>頁<sub>四</sub>、舍牛上人傳・淨全一八<sub>九</sub>頁<sub>四</sub>、淨土宗史・淨全二〇<sub>九</sub>頁<sub>六</sub>、三緣山誌・淨全一九

四五〇、鎌倉光明寺志・淨全一九<sub>八</sub>頁<sub>二</sub>、華頂誌要・淨全一九<sub>八</sub>頁<sub>一</sub>、淨土宗年譜六紙、傳語二八紙、金餘論五〇紙、傳語匡謬、望月佛教大辭典

頁一二五三、傳法沿革依憑詮考八二紙、頌義探玄鈔・淨全十二<sub>九</sub>頁<sub>一</sub>、布薩式辨正・續淨全一五<sub>三</sub>頁<sub>一</sub>、布薩戒叢書・續淨全一五